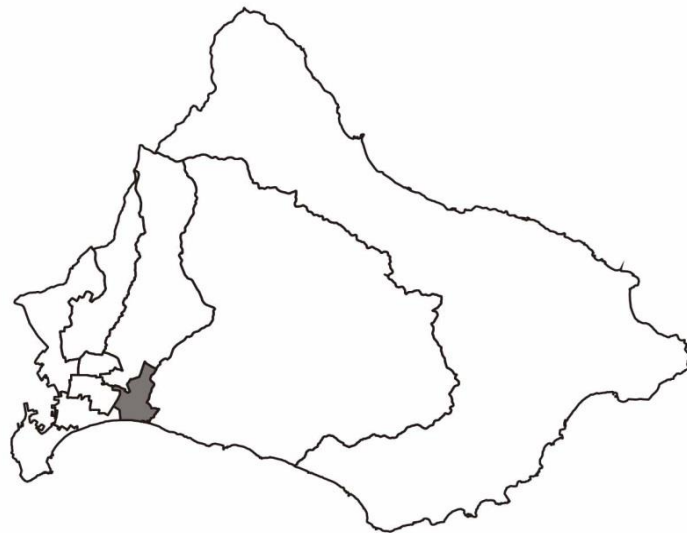


高齢者あんしん相談窓口

函館市地域包括支援センター ゆのかわ

平成28年度活動計画

東央部第1圏域



— 目 次 —

1. 圏域の特徴と課題	…	p.1
2. 現状分析と活動計画		
＜介護予防事業＞		
1. 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	…	p.2～p.3
＜包括的支援事業＞		
1. 総合相談支援業務	…	p.4～p.6
2. 権利擁護業務	…	p.7～p.8
3. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	…	p.9
4. 介護予防ケアマネジメント業務	…	p.10
5. 地域ケア会議推進事業	…	p.11～p.12
＜任意事業＞		
1. 家族介護支援事業	…	p.13
2. 住宅改修支援事業	…	p.14

圏域の特徴と課題

東央部1

1. 人口の推移と年齢構成

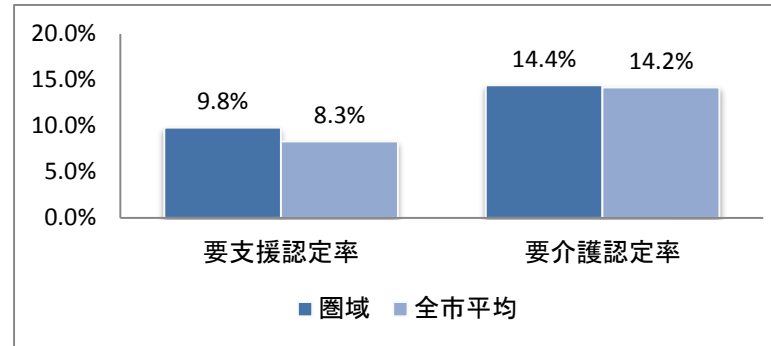
	(人)					H28.3末	
	H24.3	H25.3	H26.3	H27.3	H28.3	割合(%)	全市(%)
年少人口	3,244	3,233	3,188	3,109	3,044	10.0%	10.3%
生産年齢人口	18,722	18,291	17,832	17,339	16,882	55.2%	57.3%
高齢人口	9,652	9,991	10,216	10,673	10,640	34.8%	32.5%
(再掲)65～74歳	4,587	4,696	4,839	5,036	5,090	16.7%	16.4%
(再掲)75歳以上	5,065	5,295	5,377	5,437	5,550	18.2%	16.1%

2. 世帯構成

	H28.3末		
	世帯数(件)	割合(%)	全市(%)
高齢者単身世帯	4,358	25.4%	22.6%
高齢者複数世帯	2,068	12.1%	12.1%
その他	10,701	62.5%	65.3%

3. 要支援認定の状況

	H28.3末		
	H27.3	H28.3	全市
要支援認定者(人)	992	1,043	7,219
要支援認定率(%)	9.3%	9.8%	8.3%
給付実績(人)			
給付率(%)			



4. 介護保険サービス事業所数

	H28.3末
居宅介護支援事業所	12
小規模多機能型居宅介護	2

5. 圏域の課題

- ①高齢者単身世帯が多く、今後地域住民によるサポート体制の強化、支援者層の拡充が求められている状況である。
- ②疾病所見率等から、早期受診、治療の重要性及び介護予防や認知症対策についての、普及・啓発、展開が必要と考えられている。
- ③介護保険事業所、施設数は一定程度整備されている状況であるが、横のつながりが不足しており、充実させる事で在宅生活の継続が一層強化できると考えている。

介護予防事業

1. 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業

【根拠法令】旧介護保険法115条の45第1項第1号

【目的】健康づくりに関する活動の体験や知識の普及を通して、地域の高齢者の介護予防に対する意識を高めることにより、自立した生活の継続と社会参加の促進を図ることを目的とする。

【重点事項】健康づくり教室が終了しても、地域の高齢者が介護予防に関する活動を継続できるよう支援する。

事業内容	現状分析 (課題とその背景)	平成28年度 活動計画																	
		目標	具体策	評価指標															
健康づくり教室 (新規・継続・自主)	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> 要支援、要介護状態を予防するために整形疾患の予防や血圧管理等に関する周知が必要。 個人及び地域が介護予防についての知識を持ち、主体的に取り組むための支援が必要。 <p><背景></p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者人口は10圏域中最多(H26.9)が見込まれている。 高齢単身世帯が25.4%と全市22.6%に比べ高く、圏域内世帯の1/4が高齢世帯。 要介護認定者の有病率として、心臓病及び高血圧、筋・骨格疾患が半数以上を占め、全国・全道の割合上回っている。 要介護認定率は24.2%と全国・全道に比べ高い。 健診結果のデータから、血圧、血糖値、腎機能の有所見者が半数以上いる。今後、透析や認知症へ移行するリスクがある。 これまで圏域内の9会場で新規教室を実施。 圏域内には、日吉・花園・湯浜・深堀の4か所に公営住宅がある。 5町会が自主活動中。深堀町会は支援を継続することで自主活動として1年経過。 教室終了後、地域により自主化の度合いに差がある。 	<p>1、新規教室</p> <p>①個人が介護予防に取り組む必要性を知り、具体的な取り組み方法を習得できる。</p> <p>②個人及び地域が自主的な取り組み方法について知ることができる。</p> <p>2、継続教室</p> <p>①自主活動へ移行するための方法を知ることができる。</p> <p>②現在行っている活動を自主活動へ移行できる。</p> <p>3、自主活動教室</p> <p>①地域での自主活動が効果的に継続できる</p> <p>4、全体</p> <p>①各教室が自身の町会に合った方法を見つけ、活動することができる。</p>	<p>1、新規教室</p> <table border="1"> <tr> <td>対象</td> <td>日吉ヶ丘町会</td> <td>日吉町</td> </tr> <tr> <td>回数</td> <td>12回</td> <td>12回</td> </tr> <tr> <td>場所</td> <td>日吉ヶ丘町会館</td> <td>日吉町3丁目集会所</td> </tr> <tr> <td>日程</td> <td>5月～11月</td> <td>12月～3月</td> </tr> <tr> <td>内容</td> <td colspan="2"> (共通)・血圧チェック(自己測定) ・体力測定(開始前、開始後) (講話)・3職種の各専門分野から ・高血圧症及び認知症予防等健康課題に関する内容 ・その他、対象地域に特化した内容 (運動)・膝痛対策メニュー ・ラダートレーニング ・その他、参加者が自宅でも継続できるもの ・リーダーが参加者へ指導できるもの </td> </tr> </table> <p>2、継続教室</p> <p>①対象:湯川温泉町会(月1回程度)</p> <p>②支援内容:効果的な年間計画の組み立て支援 担い手メンバーの役割整理</p> <p>3、自主活動教室</p> <p>①対象:深堀町会及び川原町会(各月1回程度)</p> <p>②支援内容:効果的な年間計画の組み立て支援 教室運営に活用できる社会資源等の情報提供 リーダー及びサブリーダー等の担い手育成</p> <p>4、全体</p> <ul style="list-style-type: none"> 勉強会の実施 1回 ①対象:これまでに教室を開催した町会の代表者等 ②内容:現在の取り組みに関する報告 運営上の課題に対する意見交換 (実技)リーダーが指導者となり展開できる運動の紹介及び指導のポイント (講義)高齢者が運動する上での注意事項について 	対象	日吉ヶ丘町会	日吉町	回数	12回	12回	場所	日吉ヶ丘町会館	日吉町3丁目集会所	日程	5月～11月	12月～3月	内容	(共通)・血圧チェック(自己測定) ・体力測定(開始前、開始後) (講話)・3職種の各専門分野から ・高血圧症及び認知症予防等健康課題に関する内容 ・その他、対象地域に特化した内容 (運動)・膝痛対策メニュー ・ラダートレーニング ・その他、参加者が自宅でも継続できるもの ・リーダーが参加者へ指導できるもの		<ul style="list-style-type: none"> ・開催回数(新規・継続) ・自主グループ支援回数 ・参加者数(実・延) ・参加者の行動変容 ・継続活動の状況 ・町会代表者の活動範囲の変化
対象	日吉ヶ丘町会	日吉町																	
回数	12回	12回																	
場所	日吉ヶ丘町会館	日吉町3丁目集会所																	
日程	5月～11月	12月～3月																	
内容	(共通)・血圧チェック(自己測定) ・体力測定(開始前、開始後) (講話)・3職種の各専門分野から ・高血圧症及び認知症予防等健康課題に関する内容 ・その他、対象地域に特化した内容 (運動)・膝痛対策メニュー ・ラダートレーニング ・その他、参加者が自宅でも継続できるもの ・リーダーが参加者へ指導できるもの																		

1. 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業

事業内容	現状分析 (課題とその背景)	平成28年度 活動計画		
		目 標	具体策	評価指標
健康づくり教室 (新規・継続・自主)			<ul style="list-style-type: none"> ・各町会の進捗状況に合わせ、随時相談を受け、効果的な活動に向けサポートする。 ・他職種との連携 地域を対象にを支援するセラピストや歯科衛生士等の職種と連携し、共に健康づくりを進める方法を検討する ・健康づくり通信の発行 ①配布対象: 圏域内全域 ②発行回数: 年1回(11月予定) ③掲載内容: 各町会の取り組み状況他 	
住民への 介護予防に関する 広報・啓発活動	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防及び悪化予防に向けた知識や具体的な取り組み方法の周知が必要。 <p><背景></p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢化率が34.8%と全市の32.5%に対し高く、中でも75歳の方の割合が全市に比べ2.1%高く、高齢化が進んでいる。 ・全市に比べ、要支援認定率が約2%高い。 ・全市では、全道・全国に比べ自立している期間が短い。 	<p>地域住民が介護予防の必要性を知ることができる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①広報紙の配布 ・年1回の掲載を通じ広報する。 ②パンフレットの作成 ・地域の方々の集まりで配布し、多世代・多団体へ広く周知する。 ③ホームページの活用 ・広報紙等の掲載を行う。 ④出前講座の実施 ・高血圧症や認知症予防等、市及び圏域内の各データより身近な健康課題とされる内容を重点テーマとし開催する。 ・介護予防につながる体操等を実施し自身での取り組みにつながるようにする。 ・相談窓口の周知を行い、早期発見・対応ができるようにする。 ・高齢化及び高齢世帯が増加しているマンション及び公営住宅を対象にした開催を行う。 ・ランチが廃止となった花園市住4号棟や公営住宅のうち今年度教室開催のない、湯浜・駒場を優先的に開催し相談窓口の周知及び支援対象者の抽出、支援につなげる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙・パンフレットの配布回数と対象者 ・出前講座、講師派遣回数と対象者

包括的支援事業

1. 総合相談支援業務

【根拠法令】介護保険法115条の45第2項第1号

【目的】地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関または制度の利用につなげるなどの支援を行うことを目的とする。

【重点事項】支援が必要な高齢者を早期発見し、適切な支援を行うために、気になる高齢者に気付く視点や地域包括支援センターの役割について普及啓発を行い、地域包括支援ネットワークの構築を強化する。

事業内容	現状分析 (課題とその背景)	平成28年度 活動計画		
		事業目標	具体策	評価指標
地域包括支援 ネットワーク構築	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> センターが総合相談窓口であることを、地域住民に対し、今後も周知していく必要がある。 他職種との連携において、団体や関係機関によりばらつきが見られる。 <p><背景></p> <ul style="list-style-type: none"> 就労している等活動的な高齢者世帯が多く見られ、センターに関心がない高齢者が多いと予想される。 支援が必要であるが介入に拒否がある等支援に繋がっていない高齢者がいる。 他職種と連携するにあたり、お互いの状況を把握していない。 	<ul style="list-style-type: none"> センターが総合相談窓口であることを、地域住民が知ることができる。 他職種への積極的なネットワークの構築を図ることができる。 	<ol style="list-style-type: none"> 全町会に対して、健康づくり教室、見守りNW等を通してセンターについて地域住民に周知を図る機会を持つ。 地域ケア会議開催を通じて、他職種への理解及びケースを通じての連携につなげる。 各団体との懇談会・研修会を開催・参加する中でセンターの役割等について周知を図り、実際のケース対応を通じて連携できる機関数を増やす。 	<ul style="list-style-type: none"> ネットワーク構築数 ネットワーク構築機関
実態把握	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> 前年度の実態把握数は、計画数値に対し6割程度の達成率となっている。 過去に訪問した対象者家族自身に、支援が必要な状況になってきている。 <p><背景></p> <ul style="list-style-type: none"> 見守りNWでの訪問では玄関先で終了するケースや、就労している等の理由で訪問できないケースが多い。 対象者以外の同居家族への聞き取りができない場合がある。 	<p><計画数値></p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者基本情報作成数【1,146件】 <p>支援が必要となりそうな高齢者について早期発見し、迅速な支援開始につながる体制ができる。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 訪問時は対象者だけでなく、同居家族の実態把握も実施し、支援の必要性を検討する。生年月日のみ聞き取りできた場合は、対象者と同居している事がわかるように記録に残す。 町会や健康づくり教室、見守りNWを通して地域住民に対し包括について周知し、相談受付数の増加を図り、実態把握数の増加に繋げる。 出前講座の際、生活に不安がある参加者に対し後日訪問して実態把握、必要な支援を行う。 過去の見守りNWで実態把握ができ、現在サービスを利用していない高齢者世帯に電話連絡し、センの場所や連絡先が変更になったことを伝える。必要に応じて訪問し実態把握を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者基本情報作成数と計画数値に対する達成率 利用者基本情報作成の内訳と地域支援事業分の計画数値に対する達成率 実態把握率

1. 総合相談支援業務

事業内容	現状分析 (課題とその背景)	平成28年度 活動計画		
		事業目標	具体策	評価指標
総合相談	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の高齢者の総合相談窓口として町会や民生委員、関係機関との連携の強化が今後も継続して必要。 ・相談者からの相談内容や主訴を的確に理解することが職員により差がある。 <p><背景></p> <ul style="list-style-type: none"> ・圏域変更により、新たな圏域内の連携体制の構築・強化が必要である。 ・職員個々の能力に差があり、意識が統一されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の総合相談窓口として、適正な業務を実施できる。 ・相談体制強化への取り組みを実施できる。 	<ol style="list-style-type: none"> 1、毎日のミーティングやセンター内での勉強会を活用し、相談受理したケースをセンター全体で共有することで対応方法の統一や対応力の向上を図る。 2、広報紙やパンフレットの配布により、「気になる高齢者への気づきの視点」やセンターの役割等について広く知って頂き、地域住民や関係機関の方との顔の見える関係、相談しやすい体制を構築する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談対応件数(実・延) ・相談形態内訳 ・相談者の続柄内訳 ・相談内容内訳
保健福祉サービス等の利用調整	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民からの保健福祉サービス等に関する相談が少ない。 ・CMにより保健福祉サービスについて理解や知識量にばらつきがある。 ・介護保険認定を受けておらず、福祉サービスを利用している対象者が、サービス申請当時に比べADLが低下している事がある。 ・安心ボトルを設置している高齢者の記載内容の更新が必要である。 <p><背景></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の把握している情報と、センターからの情報発信が不足している。 ・保健福祉サービス対象外の利用者についてCMより相談がある。 ・モニタリングで訪問した際に、対象者に他のサービス調整が必要な場合がある。 ・安心ボトル設置より時間が経ち、対象者の状況が変化している可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民やCMが、保健福祉サービス等に関する情報提供を得ることができる。 ・福祉サービスのモニタリング訪問時、利用者の身体状況に適したサービスの提案ができる。 ・安心ボトルの記載内容の見直しを実施できる。 	<ol style="list-style-type: none"> 1、地域住民に向け出前講座を開催する。 2、CMの懇談会等において、保健福祉サービスについての情報提供を実施する。 3、安心ボトルを設置している高齢者宅を訪問した際、記載内容と実際の生活・身体状況が異なる場合は対象者本人と話し合いの上変更する。 4、モニタリングで訪問する際、必要に応じて介護保険認定申請やその他のサービスを提案・調整する。 5、未配布の対象者に関しては、必要に応じて安心ボトルの配布を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用調整件数 ・モニタリング実施数(率)

1. 総合相談支援業務

事業内容	現状分析 (課題とその背景)	平成28年度 活動計画		
		事業目標	具体策	評価指標
住民に対する 広報・啓発活動	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民に包括が相談窓口という認識がされていない。 ・広報紙配布先の新規開拓ができていない。 ・地域住民の認知症に対する理解が薄い。 <p><背景></p> <ul style="list-style-type: none"> ・センターが分かれ場所や連絡先が変更になり、地域住民に対し周知が必要。 ・広報紙配布先の見直しできていない。 ・地域に認知症高齢者が増えているが支援に繋がっていないケースがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民が、センターが総合相談窓口である事を知ることができる。 ・広報紙配布先の見直しを実施し、新たな配布先を開拓できる。 ・地域住民が認知症に対して理解を深めることができる。 	<ol style="list-style-type: none"> 1、広報紙やパンフレットの配布 2、地域住民への出前講座の開催 3、圏域変更を機に配布先を整理し、圏域内の関係機関の抽出を行い、新規配布先を開拓する。(金融機関・新聞販売店・郵便局・スーパー等) 4、認知症サポーター養成講座の周知及び開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙発行回数 ・出前講座や講師派遣の回数と対象者 ・広報紙の新規配布先

包括的支援事業

2. 権利擁護業務

【根拠法令】介護保険法115条の45第2項第2号

【目的】地域の住民や民生委員、介護支援専門員等の支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからないなどの困難な状況にある高齢者が、地域において、安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行うことを目的とする。

【重点事項】高齢者虐待の早期発見のため、個々のケース支援を通じて、医療機関との連携を強化する。

事業内容	現状分析 (課題とその背景)	平成28年度 活動計画		
		事業目標	具体策	評価指標
権利擁護相談 (高齢者虐待・困難事例への対応、成年後見制度の利用促進・消費者被害の防止に関する対応)	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> センター職員間で対応力にばらつきがある。 高齢者の増加に伴い、地域の支援者の負担が増大している。 <p><背景></p> <ul style="list-style-type: none"> 職種、力量、経験年数に差がある。 独居高齢者の増大、高齢者が抱える問題の多様化および重層化、地域の支援者も高齢となっている。 	職員個々の対応力の向上を図るとともに、地域の高齢者が抱える課題に対して適切な支援を実施できる。	<ol style="list-style-type: none"> 1、ミーティングやセンター内の勉強会を活用し、相談受理したケースをセンター全体で共有することで対応方法の統一や対応力の向上を図る。 2、虐待の研修会へ参加し、研修で学んだ内容について勉強会を実施し、センター全体で共有する。 3、相談受理後、センター内で円滑な情報共有と適切な支援へ向けて多職種で協議する。 4、ケースに必要とされる職種間の連携を意識し複数の職員で対応し、フォローできる体制を構築する。 5、行政機関、警察、医療機関、司法関係者と連携し終結を意識した対応を協議する。 6、虐待通報時に市高齢者虐待対応支援マニュアルを活用し、職員が統一された対応を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○権利擁護相談対応状況 ・対応件数 ・対応事案内訳 ・相談・通報者内訳 ○高齢者虐待対応状況 ・通報件数 ・通報者内訳 ・虐待案件数 ・虐待対応件数(実・延) ・終結件数(率)
高齢者虐待対応における医療機関とのネットワーク構築	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者虐待の発見や対応において、医療機関との連携が不十分である。 <p><背景></p> <ul style="list-style-type: none"> 医療従事者が虐待を発見しやすい立場であることや、通報義務に対する認識について差がある。 	医療機関が虐待等を発見した際、早期にセンターに通報できる体制となる。	<ol style="list-style-type: none"> 1、函館市医療・介護連携推進会議、医療機関との研修会、懇談会を通じて、包括及び医療機関の役割について相互理解に努める。 2、高齢者虐待の早期発見、早期通報を目的とし、個人病院に向けた講師派遣や出前講座について実施する。 3、入退院時のカンファレンス等を通じ、情報共有を行い、支援経過を相互に確実に伝達する事で、連携体制の強化を図る。 4、医療機関への広報紙配布を手渡しとし、配布の際、虐待通報時の要点をまとめた「(仮称)通報シート」を合わせて配布する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別ケース連携数 ・ネットワーク構築数 ・ネットワーク構築機関 ・高齢者虐待通報者内訳 ・出前講座の開催や講師派遣による周知回数と対象

2. 権利擁護業務

事業内容	現状分析 (課題とその背景)	平成28年度 活動計画		
		事業目標	具体策	評価指標
権利擁護業務に関するネットワーク構築	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携が不十分であり、ネットワーク構築が必要。 ・新規設置された成年後見センターとの連携体制構築が必要である。 <p><背景></p> <ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護に関する研修や勉強会等の機会や、関係機関との接点が少ない。 ・成年後見センターが発足して間もない。 	高齢者が抱える様々な困りごとへの相談・対応を、専門職からの確に行ない、地域住民が在宅で安心して暮らすことができる。	<ol style="list-style-type: none"> 1、成年後見センター、消費者センター、警察や司法関係者との懇談会、研修会などの参加を通じて顔のみえる関係づくりを強化する。 2、成年後見事例検討会へ参加し、関係機関とのネットワーク構築を図る。センター内で周知が必要な内容はセンター全体に向けて参加者が発信する。 3、社会福祉士部会を通じて、包括と成年後見センターの役割整理について協議する。 	<p>○権利擁護業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度や消費者被害に関する研修会や事例検討会への参加、開催回数 ・困難事例に関する研修会や事例検討会の開催回数 <p>○高齢者虐待</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修会や事例検討会の開催回数と参加機関数(実・延)
センター内スキルアップ対策	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・センター職員間で対応力に差がある。 <p><背景></p> <ul style="list-style-type: none"> ・センター職員間で知識や経験に差があり対応力にばらつきがある。 	センター全体で権利擁護業務に関する知識や対応力の向上に努め、統一された対応ができる。	<ol style="list-style-type: none"> 1、ミーティングを活用し、事例検討を行い、各職員の研鑽やスキルアップへ繋げる。 2、圏域内の関係機関との研修会、事例検討会を開催する。 3、研修参加後、センター内で勉強会(報告会)を実施する。 4、実習指導を通じて、センターの支援体制を検証する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・センター内における研修会、事例検討会の開催回数と参加人数 ・センター外における研修会、事例検討会の参加回数と参加人数
住民等に対する広報・啓発活動	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待をテーマとした出前講座の依頼が少ない。 ・身寄りのない高齢者の増加に併せ、成年後見制度など社会的な既存制度について周知が必要。 <p><背景></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「虐待」について暗いイメージがあり、町会行事等の講座のテーマとして依頼が少ない状況である。 ・出生率、既婚率が低い反面、死亡率が高い。少子化と人口減少による支援者不在が予想される。 	権利擁護への知識を深め、高齢者世帯が地域で安心して生活できる。	<ol style="list-style-type: none"> 1、「地域の気づき・早期発見」をテーマとした地域住民向けの高齢者虐待の出前講座を開催する。 2、高齢者虐待、消費者被害について広報紙のテーマとして発行する。 3、成年後見制度、消費者被害などについて、出前講座、講師派遣を実施する。 	<p>○高齢者虐待</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報紙、パンフレット配布回数 ・出前講座の開催や講師派遣による周知回数と対象 <p>○成年後見制度・消費者被害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報紙、パンフレット配布回数 ・出前講座の開催や講師派遣による周知回数と対象

包括的支援事業

3. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

【根拠法令】介護保険法115条の45第2項第3号

【目的】高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関との連携、在宅と施設の連携など、地域において、多職種相互の協働等により連携することにより、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援を行うことを目的とする。

【重点事項】地域包括ケアシステムの構築を意識し、多職種の参加や圏域内の主任介護支援専門員と連携して、ケアプラン指導研修を開催する。

事業内容	現状分析 (課題とその背景)	平成28年度 活動計画		
		事業目標	具体策	評価指標
包括的・継続的 ケアマネジメント体制 の構築	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> 圏域内の介護支援専門員同士の情報交換や交流の機会が少なく、制度の理解や社会資源の把握等に、差が生じている。 <p><背景></p> <ul style="list-style-type: none"> 圏域内介護支援専門員の状況 居宅：12(特定3・単独2) グループホーム：5、施設：6 介護支援専門員：47名(主任CM11名) 他事業所のケアマネ同士交流が少ない状況であり、交流の機会の要望がある。 事業所間での情報交換の場が、ほとんど無い状況である。 	<p><計画数値></p> <ul style="list-style-type: none"> ケアプラン指導研修 3回 (10包括合同 2回) (東央部圏域合同 1回) <p>圏域内での介護支援専門員同士のつながりが強まり支援体制が、よりスムーズになる。</p>	<p>1、ケアプラン指導研修について実施する。 (10包括合同 2回)</p> <p>①「バイステックの原則を学ぶ」(8月予定) 講師：北海道総合福祉センター 五十嵐教行氏</p> <p>②「家族の理解とその支援について学ぶ」(11月予定) 講師：あったかプランとうべつ 木村晃子氏 (東央部圏域合同 1回)</p> <p>③事例検討会の実施(10月予定) 特定居宅介護支援事業所との合同開催の予定</p> <p>2、圏域内介護支援専門員の懇談会を実施する。 圏域内の介護支援専門員が交流できる機会を企画する事で、情報交換等が実施しやすい環境作りに取り組む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ケアプラン指導研修開催回数 (多職種、主任CM連携) 参加数(率)
介護支援専門員に 対する個別支援	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> 個別ケースへの対応が困難化しているが地域の介護支援専門員から困難事例等の相談につながっていない状況がある。介護支援専門員の力量の差によるものも原因と考えられるが、センターがより身近で相談しやすいセンターとして認識される事が必要と考えている。 <p><背景></p> <ul style="list-style-type: none"> 独居高齢者の増加や家族の希薄化により認知症や支援者不足により、介護保険制度のみでは、支援が困難なケースが増加すると考えられる。 	<p>地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例への支援を通じて、介護支援専門員がセンターのみとはなく、地域の関係者、関係機関とのつながりができる。</p>	<p>1、相談受け職員を常駐し、適切な相談対応行なう。</p> <p>2、支援を必要とするケースについて、カンファレンスへの参加、同行訪問について実施する。</p> <p>3、スーパービジョン研修や主任ケアマネ向け研修会等へ参加し、センター内で共有、対応力強化を図る。</p> <p>4、センター内で事例検討会や勉強会を実施する。</p> <p>5、センター全体で、ケアマネ支援ケースについて支援方法や、終結について検討する。</p> <p>6、主任介護支援専門員部会での事例検討を通じ、多様な支援方法について獲得する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 個別支援数 終結数(率)

包括的支援事業

4. 介護予防ケアマネジメント業務

【根拠法令】旧介護保険法115条の45第1項第2号

【目的】二次予防事業対象者が要介護状態になることを予防するため、その心身の状況等に応じて、対象者自らの選択に基づき、介護予防事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に実施されるよう支援を行うことを目的とする。

【重点事項】平成29年度からの介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)の実施に向けた体制整備を行う。

事業内容	現状分析 (課題とその背景)	平成28年度 活動計画		
		事業目標	具体策	評価指標
介護予防 ケアマネジメント	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・要支援要介護状態になる方の割合が多い。 ・主観的健康観が低い方が多い。 ・個別での周知や取り組み支援が必要。 <p><背景></p> <ul style="list-style-type: none"> ・要介護認定率が24.2%と全国・全道に比べ高い。 ・「健康ではない」「あまり健康ではない」という方が34.3%であり、全国の27.0%に比べて高く、主観的健康観が低い方が多い。 ・町会や自治会へ参加していない人が68.3%おり、町会単位以外での情報発信や普及が必要。 	<p>要支援状態になりうる高齢者が、介護予防の必要性を理解し、自身にあった取り組みができる。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1、市が把握・選定した対象者に対し、訪問型介護予防事業の勧奨を行う 2、二次予防事業利用者の介護予防プランを作成し終了後には評価やその後の活動支援を行う 3、包括が把握した高齢者に対し、「介護予防教室」等の市の事業等を周知・勧奨を行う 4、年間を通して社会資源の情報収集・一覧作成を行い、センター職員が必要時活用できるようにする 5、把握した社会資源について積極的に保健師部会へ展開し情報共有をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・周知した回数

包括的支援事業

5. 地域ケア会議推進事業

【根拠法令】介護保険法115条の48

【目的】高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を目的とする。

【重点事項】圏域内の地域課題を明らかにし、把握された地域課題の解決策の検討を行うとともに、全市的な取り組みが必要な課題については「函館市地域ケア全体会議」において、新たな仕組みづくりや政策形成へつなげる。

事業内容	現状分析 (課題とその背景)	平成28年度 活動計画		
		事業目標	具体策	評価指標
個別ケースの検討を行う地域ケア会議	<p><課題> 介護支援専門員等の支援者が一人で問題を抱え込み、深刻化してから相談となる場合がある。</p> <p><背景> ・独居高齢化率や要支援者の割合が高く地域での支援が必要になると予測されるが、孤立している高齢者や介入困難なケースが増えている。 ・圏域内居宅アンケート集計より、「困難ケースについて包括に相談する」は90%以上だったが、「地域ケア会議で検討したい」は70%に留まっている。 ケア会議についての参加経験が少なく敬遠される傾向がある。</p>	<p><計画数値> ・開催回数 【 7 回】 ・個別ケースの課題への取り組みから、圏域内の共通した課題を明確にできる。 ・地域ケア会議を通じて居宅の介護支援専門員と地域の支援体制の関係者が、つながる事ができる。</p>	<p>1、会議の企画運営 ①主任介護支援専門員を中心にセンター内でチーム構成し、全職員が役割を持ち主体的に参加する。 ②ケースの課題、目的を明確にして会議を運営する。 ③対象者、地域住民を主体として、様々で身近な支援体制の構築を目指す。</p> <p>2、ケースの選定 ①介護保険制度にとらわれずに、地域での関わりが必要なケースについて、開催を検討する。 ②過去の会議にて検討したケースの振り返りを行い、必要に応じて継続開催を行い、支援体制の継続を図る。</p> <p>3、圏域内介護支援専門員への地域ケア会議の協力依頼する。 ①事例報告等を行い、初期相談の重要性を伝える。 ②実際の地域ケア会議を体感して頂く事ができる様、会議の運営スタッフとしての参加を検討していく。</p>	<p>・開催回数と開催達成率 ・参集者</p>
地域課題の検討を行う地域ケア会議	<p><課題> ・地域の支援者の高齢化に伴い、支援者が不足となる為、支援者層の拡大が必要と考えられる。</p> <p><背景> ・独居高齢者の増加に伴い、地域での定期的な見守りや支援の必要性が高くなると見込まれるが、支援者になるであろう65歳未満の減少率が高い。</p>	<p><計画数値> ・開催回数 【 4 回】 地域での多世代間の交流の一助となるような課題を検討する事で、地域における支援の協力者を増やす事ができる。</p>	<p>1、テーマの決定方法 ①前年度の個別課題、地域課題の分析から認知症のある独居高齢者を地域で支える地域づくりを意識し地域に共通した課題を検討する。 ②地域からの意見より、「求められている課題」を把握。</p> <p>2、開催方法 ①圏域内を3方面に分けて、ケア会議を行う事でそれぞれの地域に特化した課題を抽出する。 ②全体会、又は一部地域に特化して多世代の地域住民や、介護施設等との交流を行い、連携を深める事で、今後の地域支援体制づくりへ繋げる。</p> <p>3、市主催の地域ケア会議で、圏域内の地域課題の伝達及び新たな仕組みづくりを提案していく。</p>	<p>・開催数と開催達成率 ・参集者</p>

5. 地域ケア会議推進事業

事業内容	現状分析 (課題とその背景)	平成28年度 活動計画		
		事業目標	具体策	評価指標
住民に対する 広報・啓発活動	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の協力が必要な高齢者が増えているという状況の認識が不足しており、地域ケア会議について、理解している人も限られている状況である。 <p><背景></p> <ul style="list-style-type: none"> 65歳未満の減少率が高く、地域支援者が不足している。 ケア会議参加経験者が少なく、ケア会議の開催目的等を理解している人が少ない。 	<p>広報紙やパンフレットの配布により地域ケア会議に関する啓発を行う。</p>	<p>1、広報紙の発行</p> <ul style="list-style-type: none"> 広報紙は年に2回発行し、圏域内の町会、居宅、施設、病院、薬局、交番、行政機関等へ配布する。 <p>2、ホームページの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 広報紙の掲載等を通じて広報を実施。 <p>3、地域への啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域ケア会議や出前講座等での啓発活動。 	<ul style="list-style-type: none"> 広報紙・パンフレット配布回数と対象 会議参集者の参加率

任意事業

1. 家族介護支援事業

【根拠法令】介護保険法115条の45第3項第2号

【目的】要介護高齢者を介護する者やそれを支える地域住民に対し、適切な介護知識や技術の指導・助言、介護者同士の交流等を行い、介護者を支援することを目的とする。

事業内容	現状分析 (課題とその背景)	平成28年度 活動計画		
		事業目標	具体策	評価指標
家族介護教室	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護力低下が予想され、生産年齢に対する介護力向上が必要。 ・年少者の理解や知識が進むよう育成が望ましい。 <p><背景></p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者及び高齢者世帯が約4割弱を占めている。 ・単身高齢者、身寄りのない方の増加が予想される。 	<p><計画数値></p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催回数【2回】 ・介護者となる方が適切な介護知識や技術等を知ることができる。 	<p>1、家族介護教室の開催</p> <p>①在宅で介護を行っている(行う予定のある)方を対象に介護に関する知識や技術を周知。</p> <p>②地域のニーズに合わせ適切な対象を選定し開催する。</p> <p>2、啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族介護教室の内容をホームページに掲載し参加できなかった方や、生産年齢世代の方々が情報を得られるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・開催回数 ・参加者数
住民に対する 広報・啓発活動	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・様々な年齢層の方に介護負担が生じる可能性があり、広く幅広い世代の方々へ周知が必要。 <p><背景></p> <ul style="list-style-type: none"> ・婚姻率の低下及び離婚率の上昇から、より介護者不在もしくは一人に係る負担の増加が予想される。 ・生産年齢世代の方が働きながら一人で介護を行うケースの増加が予想される。 	<p><計画数値></p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報紙、パンフレットの配布回数【1回】 ・より多くの方が介護に関する相談窓口や介護知識や技術を知ることができる。 	<p>1、啓発活動</p> <p>①介護用品や介護技術等の介護知識に関し、広報紙の発行及びパンフレット等による周知。</p> <p>②介護に関する相談窓口や機能についての周知。</p> <p>③家族介護教室の内容等をホームページへ掲載する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙・パンフレット配布回数と対象

任意事業

2. 住宅改修支援事業

【根拠法令】介護保険法115条の45第3項第3号

【目的】高齢者向けに居宅等の改良を行おうとする者に対して、住宅改修に関する相談、助言等を行い、高齢者の在宅生活を支援することを目的とする。

事業内容	現状分析 (課題とその背景)	平成28年度 活動計画		
		事業目標	具体策	評価指標
住宅改修支援	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の日常生活動作の安定を図る必要がある。 ・関係する専門職(MSW、PT・OT)との連絡体制や連携が不十分である。 <p><背景></p> <ul style="list-style-type: none"> ・全市に比べ圏域内の高齢者単身世帯が多く、要支援認定率も高くなっている。 ・また、整形疾患を抱えている在宅高齢者が多く日常生活動作への不安が増大する危険性が高い。 ・医療と介護の連携が不十分である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民が、身体・生活状況に応じて適切な住環境の整備を行うことで、できるだけ長く在宅で生活できる。 ・専門職との連携を強化し適切な支援ができる。 	<ol style="list-style-type: none"> 1、実態把握・アセスメントをもとに、住宅改修について相談、調整を行う。必要に応じてその他サービスの提案や調整を行う。 2、情報提供の際、事業所紹介等において、可能な限り利用者の希望を尊重し、公正中立な立場で支援を行う。 3、普段から医療機関との活発な情報交換を行い、住宅改修に関する相談を受けた際、必要に応じて退院時カンファレンスへの積極的な参加や、家屋調査への同行を実施する。 4、広報紙の中で住宅改修について取り上げ、連携の方法を記載した別紙を折り込み持参し説明する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・カンファレンス数 ・家屋調査数 ・持参件数
住民に対する 広報・啓発活動	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・担当CMがない・同居家族がない等の状況にある高齢者について、住宅改修のサービス内容・利用条件等、身体状況に応じた情報が不足している。 <p><背景></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅改修について、事前に申請が必要である事等、地域に高齢者の単身世帯が多く、サービスについての情報が得られにくい。 ・センターから、地域住民や担当している利用者への情報発信が不足している。 ・地域住民の制度に対する関心が低い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民が自身の身体状況に応じた住宅改修に関する情報を得ることができる。 	<ol style="list-style-type: none"> 1、広報紙の発行(年1回) ・圏域内の病院4ヶ所、圏域外の病院5ヶ所 2、パンフレットの配布 3、出前講座の開催 4、申請代行等の総合相談での訪問、見守りNWの訪問、担当している利用者宅の訪問時においても住宅改修の必要性を検討し情報提供を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙・パンフレット配布回数と対象